

「特別の教科である道徳」 （「道徳科」）の実施に向けて

十勝教育局義務教育指導班（平成27年4月）

平成27年4月8日付け教義第47号通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部、中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（平成27年3月27日付け26文科初第1339号通知）」において、「特別の教科である道徳」（「道徳科」）の実施に向け、改正の趣旨及び内容が示されました。

通知の概要をまとめましたので、各学校における「特別の教科である道徳」（「道徳科」）の実施に向けて、校内研修等で活用願います。

1 改正の概要

(1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の概要

教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」と改正したこと。

(2) 学習指導要領の一部改正の概要

①学校の教育活動全体を通じ行う道徳教育に関することは、「第1章総則」に、道徳の時間に代えて位置付ける**特別の教科である道徳（以下「道徳科」）**に関することは、「第3章特別の教科道徳」にそれぞれ示したこと。

②**道徳教育の目標**については、児童生徒の道徳性を養うという趣旨を明確にするとともに、道徳科の目標については、育成する資質・能力を明確にしたこと。

③**内容**については、いじめ問題の対応の充実や児童生徒の発達の段階を踏まえ、体系的なものとする観点から改善を図ったこと。

④**道徳科における指導上の配慮事項**として、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、指導方法を工夫すること。

⑤**道徳科における教材の留意事項**として、ねらいを達成するのにふさわしいものや多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがされていないなどの観点に照らし適切と判断されるものであること。

⑥**評価**については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めること。また、従来通り数値などによる評価は行わないこと。

※⑦～⑨略

2 施行期日

小学校及び特別支援学校小学部～平成30年4月1日

中学校及び特別支援学校中学部～平成31年4月1日

3 移行措置の概要

小学校及び特別支援学校小学部：平成27年4月1日～平成30年4月1日

中学校及び特別支援学校中学部：平成27年4月1日～平成31年4月1日

※教育課程の編成及び指導について、その全部または一部について、改正後の学習指導要領の各規定によることができること。

4 留意事項

(1) 評価の在り方や指導要録の取扱い等については、各学校に通知や指導資料を配付する予定。

(2) **移行措置期間**においては、改正後の学習指導要領の一部について実施可能であることから、**問題解決的な学習**などを取り入れるなど**指導方法の工夫**を行うなど**実施に向け積極的に取り組むことが望まれること**。また、実施に当たっては、各教科等との関連を十分図り、学校の教育活動全体を通じて**適切な指導計画を作成し指導**するなど、改正後の学習指導要領の趣旨が実現されるよう努めること。

<小学校>

1 道徳教育の目標

道徳教育の目標については、学習指導要領「第1章 総則」「第1 教育課程編成の一般方針」の2の中段に、特別の教科 道徳の目標については「第3章 特別の教科 道徳」「第1 目標」に示されます。

※ [] は改正された部分

（「第1章 総則」第1の2）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。**

（現行の学習指導要領）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

（「第3章 特別の教科 道徳」第1 目標）

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、**よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。**

（現行の学習指導要領）

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

2 道徳教育を進めるに当たって

道徳教育を進めるに当たっては、「第1章 総則」「第1 教育課程編成の一般方針」に、「3」が新設されました。

3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2) 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを**守る**こと。

イ 第3学年及び第4学年においては、**善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと**、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の**考え方や立場を理解して支え合うこと**、**法やきまりの意義を理解して進んで守ること**、**集団生活の充実**に努めること、**伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること**。

（現行学習指導要領 第3章 道徳 第3 1(3)）

各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、**集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。**（後略）

- (3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、**集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。**
- (4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」について

新学習指導要領	現行学習指導要領
<p>1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p> <p>2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直し発展させたりすることに留意すること。</p> <p>(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。</p> <p>(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。</p> <p>(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。</p> <p>(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</p> <p>(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p>	<p>1(2) 第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。</p> <p>3(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること</p> <p>3(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。(以下略)</p> <p>2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。</p> <p>2(4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。</p> <p>2(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> <p>4 道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</p>
<p>3 教材については、次の事項に留意するものとする。</p>	
<p>(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p> <p>(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。</p> <p>ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。</p> <p>イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。</p> <p>ウ 多様な見方や考え方ができる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。</p>	<p>3(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p>
<p>4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。</p>

<中学校>

1 道徳教育の目標

道徳教育の目標については、学習指導要領「第1章 総則」「第1 教育課程編成の一般方針」の2の中段に、特別の教科 道徳の目標については「第3章 特別の教科 道徳」「第1 目標」に示されます。

※ は改正された部分

(第1章 総則 第1 2)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

(現行の学習指導要領)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

(第3章 特別の教科 道徳 第1 目標)

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(現行の学習指導要領)

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。
道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳実践力を育成するものとする。

2 道徳教育を進めるに当たって

道徳教育を進めるに当たっては、「第1章 総則」「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に、次のように加わりました。

3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心~~を~~育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それら~~を~~育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

(現行学習指導要領 第3章 道徳 第3 1 (3))

各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。

3 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」について

新学習指導要領	現行学習指導要領
<p>1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p>	<p>1(2) 第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。</p>
<p>2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p>	
<p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p>	<p>3(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p>
<p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。</p>	<p>1(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。</p>
<p>(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。</p>	
<p>(4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。</p>	<p>3(4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。</p>
<p>(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。</p>	
<p>(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</p>	<p>3(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。</p>
<p>(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p>	<p>4 道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</p>
<p>3 教材については、次の事項に留意するものとする。</p>	
<p>(1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p>	<p>3(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p>
<p>(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。 ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。 イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。 ウ 多様な見方や考え方ができる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。</p>	
<p>4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。</p>

特別の教科道徳の第2に示す内容の学年段階・学校段階の一覧

	小学校第1学年及び第2学年(19)		改正前	小学校第3学年及び第4学年(20)		改正前
A 主として自分自身に関すること						
[善悪の判断、自律、自由と責任]	(1)	よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	1-(3)	(1)	正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。	1-(3)
[正直、誠実]	(2)	うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	1-(4)	(2)	過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。	1-(4)
[節度、節制]	(3)	健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活すること。	1-(1)	(3)	自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活すること。	1-(1)
[個性の伸長]	(4)	自分の特徴に気付くこと。	新設	(4)	自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。	1-(5)
[希望と勇気、努力と強い意志]	(5)	自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	1-(2)	(5)	自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。	1-(2)
[真理の探究]						
B 主として人との関わりに関すること						
[親切、思いやり]	(6)	身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	2-(2)	(6)	相手のことを思いやり、進んで親切にすること。	2-(2)
[感謝]	(7)	家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	2-(4)	(7)	家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。	2-(4)
[礼儀]	(8)	気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	2-(1)	(8)	礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。	2-(1)
[友情、信頼]	(9)	友達と仲よくし、助け合うこと。	2-(3)	(9)	友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。	2-(3)
[相互理解、寛容]				(10)	自分の考えや意見を相手に伝えとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。	新設
<p>◇太字は、新たに追加された文言を示しています。 ◇下線は、変更した文言を示しています。 ◇斜体太字は、新設された内容項目を示しています。</p>						
C 主として集団や社会との関わりに関すること						
[規則の尊重]	(10)	約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	4-(1)	(11)	約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。	4-(1)
[公正、公平、社会正義]	(11)	自分の好き嫌いとらわれないで接すること。	新設	(12)	誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。	新設
[勤労、公共の精神]	(12)	働くことよさを <u>知り</u> 、みんなのために働くこと。	4-(2)	(13)	働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。	4-(2)
[家族愛、家庭生活の充実]	(13)	父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。	4-(3)	(14)	父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。	4-(3)
[よりよい学校生活、集団生活の充実]	(14)	先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しむこと。	4-(4)	(15)	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。	4-(4)
[伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度]	(15)	我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	4-(5)	(16)	我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-(5)
<p>改正前は、「1主として自分自身に関すること」「2主として他の人とのかかわりに関すること」「3主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」「4主として集団と社会のかかわりに関すること」の順</p>						
[国際理解、国際親善]	(16)	他国の人々や文化に親しむこと。	新設	(17)	他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。	4-(6)
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること						
[生命の尊さ]	(17)	生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	3-(1)	(18)	生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。	3-(1)
[自然愛護]	(18)	身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	3-(2)	(19)	自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。	3-(2)
[感動、畏敬の念]	(19)	美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	3-(3)	(20)	美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。	3-(3)
[よりよく生きる喜び]						

小学校第5学年及び第6学年(22)			中学校(22)			
		改正前			改正前	
(1)	自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	1-(3)	(1)	自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	1-(3)	[自主、自律、自由と責任]
(2)	誠実に、明るく生活すること。	1-(4)				
(3)	安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	1-(1)	(2)	望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	1-(1)	[節度、節制]
(4)	自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	1-(6)	(3)	自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	1-(5)	[向上心、個性の伸長]
(5)	より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	1-(2)	(4)	より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。	1-(2)	[希望と勇気、克己と強い意志]
(6)	真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	1-(5)	(5)	真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	1-(4)	[真理の探究、創造]
(7)	誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	2-(2)	(6)	思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	2-(2) 2-(6)	[思いやり、感謝]
(8)	日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。	2-(5)				
(9)	時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	2-(1)	(7)	礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	2-(1)	[礼儀]
(10)	友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	2-(3)	(8)	友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	2-(3) 2-(4)	[友情、信頼]
(11)	自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	2-(4)	(9)	自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	2-(5)	[相互理解、寛容]
(12)	法やまじりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。	4-(1)	(10)	法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	4-(1)	[遵法精神、公德心]
(13)	誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	4-(2)	(11)	正義と公正を重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	4-(3)	[公正、公平、社会正義]
(14)	働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	4-(4)	(12)	社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	4-(2)	[社会参画、公共の精神]
(15)	父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	4-(5)	(13)	勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	4-(5)	[勤労]
(16)	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくることとともに、様々な集団の中の自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。	4-(3) 4-(6)	(14)	父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	4-(6)	[家族愛、家庭生活の充実]
(17)	我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-(7)	(15)	教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくることとともに、様々な集団の意義や集団の中の自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。	4-(4) 4-(7)	[よりよい学校生活、集団生活の充実]
(18)	他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	4-(8)	(16)	郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	4-(8)	[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]
			(17)	優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	4-(9)	[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]
(19)	生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	3-(1)	(18)	世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	4-(10)	[国際理解、国際貢献]
(20)	自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	3-(2)	(19)	生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	3-(1)	[生命の尊さ]
(21)	美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	3-(3)	(20)	自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	3-(2)	[自然愛護]
(22)	よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	新設	(21)	美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	3-(2)	[感動、畏敬の念]
			(22)	人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることに喜びを見いだすこと。	3-(3)	[よりよく生きる喜び]